

# 「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」を開催します。

～国や地方公共団体で、5人以上の障害者が勤務する事業所では、  
障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられています～

障害者職業生活相談員になるためには、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了するか、障害者の職業生活に関する相談の実務経験があるなどの要件（詳細は裏面参照）を満たすことが必要です。

(注) 国および地方公共団体に勤務する職員は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する民間企業向けの「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講することができません。

## 日程・場所や受講対象者、受講手続きについて

<b>第3回 日程(2日間) 場所・定員</b>	<b>【日時】</b> 令和5年11月28日(火)・29日(水)2日間 両日とも 9:30～(予定) <b>【場所】</b> 宮城県婦人会館3階第1研修室 定員20名 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地(旧県立図書館)
<b>受講対象者</b>	相談員を選任する必要がある事業所の職員であって次のいずれかに該当する者 ●相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者 ●相談員に選任されている又は選任される予定であって、資格認定講習により資格を得る必要がある者※1
<b>受講手続き</b>	宮城労働局HPにある申込フォームに必要な事項を入力しお申し込みください。※2 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou04/seikatu3">https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou04/seikatu3</a> 受講費用は無料です。



※1 障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務に従事することにより令和4年度末までに省令資格(裏面「障害者職業生活相談員」の選任要件)4～6)を満たす者は含みません。

※2 申込み時点で、5人以上の障害者が勤務する事業所を優先受付いたしますのでご了承ください。

## 障害者職業生活相談員のしくみ



## 「障害者職業生活相談員」の選任要件

◆ 障害者職業生活相談員に選任されるための要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者です。

1	障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者
2	職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※4
3	大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※5で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
4	高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
5	2～4に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
6	2～5に掲げる者に準ずる者※6

※4 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※5 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※6 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

## 「障害者職業生活相談員資格認定講習」の内容

◆ 資格認定講習は、6.5時間以上（基礎編・実務編）で行われ、講習テーマは主として次のような事項です。

基礎編	障害者雇用の現状と課題、障害者職業生活相談員の役割と活動内容 など
実務編	採用と配置、人間関係管理と生活指導、職場適応の向上、障害別にみた雇用の実際 など
応用編	障害者支援施設見学※7

※7 新型コロナウイルス感染症対策のため、支援施設見学については、集合ではなく受講後日に個別申し込みでの見学となります。

### お問い合わせ先

宮城労働局 職業安定部職業対策課 TEL：022-299-8062